

## 社外取締役制度を創設したいが？

当社では、新たに社外取締役制度を創設しようと考えています。これまでの取締役とは会社に対する責任の取り方が異なると聞いたのですが、具体的な違いは何でしょうか。また、就任登記もこれまでと申請の仕方が変わるそうですので、その違いを教えてください。

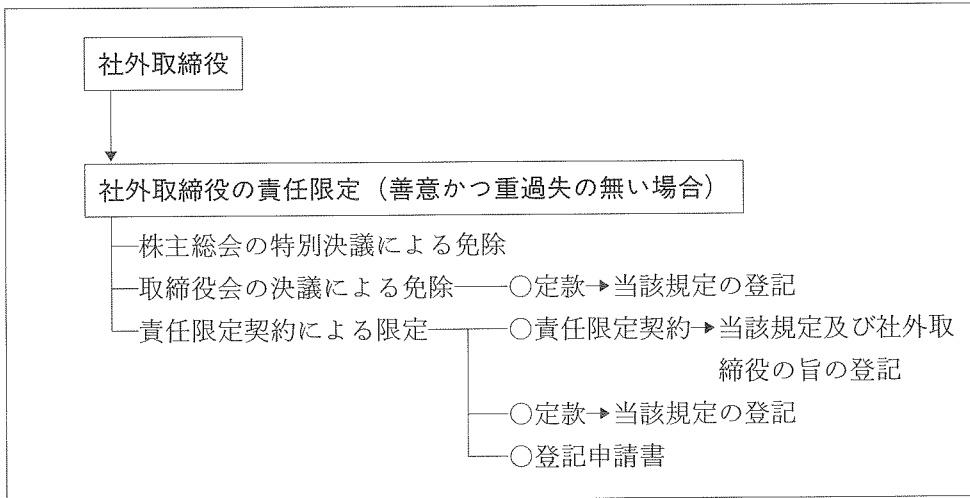
なお、当社は監査役設置会社です。

### ◇社外取締役制度とは

近年、企業統治の観点から、経営陣、特に社長に対するチェック機能を期待し、社外取締役制度の導入を検討する企業が増えています。ところが、社外取締役は、取締役会に出席するのみで会社の業務執行の実態にそれほど精通していない場合であっても、社内取締役と同様に取締役としての義務違反があれば会社に対し損害賠償責任を負うこととなる可能性があります。そこで、平成13年の商法改正では、社外取締役について、取締役の法令・定款違反の場合の責任を免除する条件を緩和したほか、就任時に会社との間で責任の上限を定める契約を締結できることとし、企業が社外取締役に有能な人材を確保しやすいように法制度を整え、平成18年施行の会社法でも受け継がれています。

さらに、会社法では、会計参与、社外監査役および会計監査人についても会社との間で責任の上限を定める契約を締結できるようになりました。

なお、監査役設置会社では社外取締役は任意ですが、委員会設置会社では最低2名の社外取締役が必要となります（会社法400条1項～3項）。



#### ◆社外取締役

社外取締役とは、その株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人でなく、かつ、過去にその株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人となることがないものをいいます(会社法2条15号)。ここで、「子会社」とは、会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいいます(会社法2条3号、会社法施行規則3条)。形式的に過半数の議決権を保有していない場合であっても、株主間契約等により実質的に支配している場合も「子会社」に含める場合がある点に注意が必要です。

社外取締役制度を導入しただけでは特別な登記は必要ありませんが、後掲◆社外取締役の責任の限定後段の契約を締結できる旨の定めを設けた場合(会社法425条1項1号ハ・427条)には、社外取締役である旨の登記が義務づけられます(会社法911条3項25号)。

なお、委員会設置会社や特別取締役による議決の定めを設けた会社では一定の数の社外取締役が必要とされ、こうした会社でも社外取締役である旨の登記が義務づけられています(会社法911条3項21号・22号)。

ト  
ラ  
プ  
ル  
文  
例  
八

四  
八  
〇  
ノ  
四

## ◆社外取締役の責任の限定

取締役がその任務を怠って会社に損害を与えたときは、取締役は会社に対して損害賠償責任を負います(会社法423条1項)。この点では社外取締役も社内の取締役も同じです。ただし、職務執行につき善意でかつ重過失の無かった場合で取締役会決議で責任の一部免除がなされる場合の、最低責任限度額(取締役会決議でも免除できない責任額)が、社外取締役の場合は報酬等の2年分と、社内の取締役(4年分)や代表取締役(6年分)に比べて低く設定されています(会社法426条1項・425条1項)。また、社外取締役については、会社との間で、損害賠償責任をあらかじめ決めた額と最低責任限度額のどちらか高い方を限度とすることを内容とする契約(責任限定契約)を締結することができます(会社法427条1項)。なお、監査役設置会社でないとは設けることができず、いずれもその旨を定款で定めておく必要があります。

## 書式例 ○定 款

## 第〇条(取締役の責任の減免)

当社は、会社法426条1項に規定する取締役の行為に関する損害賠償責任につき、その取締役が職務を行うに当たり善意にしてかつ重大な過失が無い場合に、責任の原因である事実の内容、職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって、会社法所定の限度額の範囲内で責任を免除することができる。

## 第〇条(社外取締役との責任限定契約)

当社は、社外取締役との間で、会社法426条1項に規定する取締役の行為に関する損害賠償責任について、その職務を行うに当たり善意にしてかつ重大な過失が無いときは、金〇〇〇〇万円以内であらかじめ定めた金額または会社法425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を賠償額の限度とする契約を締結することができる。

書式例 ○責任限定契約

責任限定契約

〇〇商事株式会社と、乙田一郎とは、乙田一郎の〇〇商事株式会社に対する取締役としての損害賠償責任につき、下記のとおり合意したので、合意内容を証するため本契約書2通を作成し、両当事者署名捺印の上、各1通を保有することとした。

記

第1条（責任の限定）

乙田一郎が、〇〇商事株式会社の社外取締役としてその任にある間に行った職務につき、会社法423条1項に規定する行為に関する損害賠償責任を負った場合、その職務を行うに当たり善意にしてかつ重大な過失がないときは、その責任は、金〇〇〇〇万円または会社法425条1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする。

第2条（適用範囲）

本契約書の規定は、乙田一郎が平成〇〇年4月1日に〇〇商事株式会社の取締役に就任後、社外取締役である間に行った職務に関して適用されるものとする。乙田一郎が再任される場合は、責任限定契約の締結につき別途協議することとし、再任後の職務執行については本契約の適用はないものとする。

第3条（責任限定契約の失効）

乙田一郎が、〇〇商事株式会社または同社の子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人に就任したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。

第4条（開示）

〇〇商事株式会社は、法令の規定により必要があるときは、本契約の存在および内容を第三者に開示することができる。

平成〇〇年4月10日

東京都中央区〇〇1丁目3番12号

〇〇商事株式会社

代表取締役社長 甲野太郎 ⑩

東京都港区〇〇3丁目5番44号

乙 田 一 郎 ⑩

【注】 第2条は、当該責任限定契約が当任期の間のものに限られることを明確にする趣旨で規定したものです。

書式例 ○登記申請書

株式会社変更登記申請書

- |            |                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1. 商号      | ○○商事株式会社                                                           |
| 2. 本店      | 東京都中央区○○1丁目3番12号                                                   |
| 3. 登記の事由   | 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定<br>社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定<br>取締役の変更 |
| 4. 登記すべき事項 | 別紙記載のとおり                                                           |
| 5. 登録免許税   | 40,000円                                                            |
| 6. 添付書類    | 株主総会議事録 1通<br>就任の承諾を証する書面 1通                                       |

以上のとおり登記の申請をする。

平成○○年4月10日

東京都中央区○○1丁目3番12号

申請人 ○○商事株式会社

東京都港区○○4丁目5番33号

代表取締役 甲野太郎 ㊟

連絡先電話番号 ○○-○○○○-○○○○

○○法務局 御中

- 【注】 1 社外取締役であることについて特別の添付書面は求められません。  
2 登録免許税は、社外取締役の就任について10,000円（資本金が1億円を超える場合は30,000円）、責任の免除または制限に関する規定の設定について30,000円（両方を設定する場合でも30,000円）です。

別紙（OCR用紙への記入例）

「取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定」  
（定款（取締役の責任の減免）の内容を記載します）  
「原因年月日」平成〇〇年 4 月 1 日設定  
「社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定」  
（定款（社外取締役との責任限定契約）の内容を記載します）  
「原因年月日」平成〇〇年 4 月 1 日設定  
「役員に関する事項」  
「資格」取締役  
「氏名」乙田一郎  
「役員に関するその他の事項」（社外取締役）  
「原因年月日」平成〇〇年 4 月 1 日就任